

# 一般社団法人くすりm a t e 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人くすりm a t e と称する。

### (主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県浜松市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、「くすり」に関する課題を多職種（医療者以外も含む）の連携および情報共有によって解決し、広く社会に貢献することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬剤師等医療関係者を対象とした学習コンテンツの提供、研修会の開催
- (2) 専門・認定薬剤師等のくすりの専門家への相談の推進
- (3) 薬物治療において課題を抱える医療施設の支援
- (4) 多職種連携を促進し、くすりの課題解決に繋がるイベントの企画・運営
- (5) 当団体の目的を達成するために必要な研究の推進
- (6) 各種団体との協働によるイノベーションの推進
- (7) 医療に関する有益情報の社会への還元
- (8) かかりつけ薬剤師・薬局と患者および医療者・企業等とのマッチングの推進
- (9) その他当団体の目的を達成するために必要な事業

### (公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

### (機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

### (会員の構成)

第7条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 当法人の目的及び事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第8条 当法人の会員として入会しようとする者は、当法人が定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受け、その承認があったときに会員となるものとする。

2 会員として承認された者の内、正会員となることを希望する者がいた場合、前号の承認とは別に理事会の承認を受け、その承認があったときに正会員となるものとする。

#### (入会金及び会費)

第9条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、本定款第20条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して半年以上されなかつたとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。社員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

#### (種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

#### (構成)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成し、議決権は社員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

#### (代理)

第21条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

#### (決議及び報告の省略)

第22条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

#### (議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

#### (社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第4章 役員等

#### (役員等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とし、必要に応じて業務執行理事とし、専務理事、常務理事を若干名選定することができる。

#### (選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

#### (理事の職務権限)

第27条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 専務理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

#### (監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

#### (報酬等)

第31条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

#### (取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

## 第5章 理事会

#### (構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるものほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができ  
る理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案に  
ついて、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思  
表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合  
においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び  
一般財団法人に関する法律第91条第2項の規定による報告については、この限りでな  
い。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表  
理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第42条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の返還の手続)

第43条 基金の返還は、社員総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法  
律第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書  
類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議  
を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。  
2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了する  
までの間備え置く。

#### (事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

#### (定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

#### (解散)

第48条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二以上に当たる多数の決議により解散することができる。

## 第9章 委員会

#### (委員会)

第49条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

#### (設置等)

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第51条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

第52条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 附則

### (委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (最初の事業年度)

第54条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和4年3月31日までとする。

### (設立時役員等)

第55条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事 石塚友一	設立時理事 溝口亨昂
設立時理事 高関左保	設立時理事 安間章裕
設立時監事 辻大樹	

### (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第56条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 石塚友一	静岡県浜松市中区富塚町170番地の15
設立時社員 溝口亨昂	静岡県浜松市中区高町300番地の27 プレミスト高町1004
設立時社員 高関左保	静岡県浜松市浜北区染地台一丁目38番5号
設立時社員 安間章裕	静岡県磐田市二之宮1542番地22 ブライトタウン磐田フレシア105号室
設立時社員 辻大樹	静岡県浜松市中区佐鳴台三丁目41番23号

### (法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人くすりmate設立のため、設立時社員石塚友一他4名の定款作成代理人である司法書士鈴木啓介は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和3年5月11日

設立時社員 石塚友一	静岡県浜松市中区富塚町170番地の15
設立時社員 溝口亨昂	静岡県浜松市中区高町300番地の27 プレミスト高町1004
設立時社員 高関左保	静岡県浜松市浜北区染地台一丁目38番5号
設立時社員 安間章裕	静岡県磐田市二之宮1542番地22 ブライトタウン磐田フレシア105号室
設立時社員 辻大樹	静岡県浜松市中区佐鳴台三丁目41番23号

上記設立時社員の定款作成代理人  
浜松市中区佐鳴台一丁目1番14号  
司法書士 鈴木 啓介